

台風の接近について

- 1 午前7時現在 **暴風警報、暴風特別警報、大雨特別警報**のいずれかが発令中のときは、**自宅待機**とします。
(注意) 暴風警報発令の対象地域は「**大阪府全域**」「**北大阪**」「**茨木市**」のいずれかです。
他の警報(大雨警報、洪水警報など)は対象にはなりません。
- 2 午前10時以前に上記すべてが解除のときは、安全に留意して**登校**してください。
- 3 午前10時を過ぎても、上記のいずれかが発令中のときは、**臨時休校**とします。

(掲載)「茨工生活のしおり」 5ページ

臨時休校になった場合、**10月11日(火)**が休業日から**登校日に変更**になります。

臨時休校になると、その後に警報が解除されても、その日は登校禁止です。部活動等もできません。